

## H25年度第1回協議会ワーキングにおける主な意見等

項目		意見	意見への対応	
			計画への反映	回答
河川下水道対策	河川下水道整備	河川内で土砂がたまっているところについて土砂の撤去をしてほしい。また、河川内の堆積土砂撤去を行う主体及び目安を教えてください。(県民構成員)	回答	<p>堆積土砂の撤去につきましては、2級河川の場合、河川管理者である県が実施します。</p> <p>河川内の堆積土砂は洪水の流下を阻害し、災害を引き起こす恐れがあるため、県では、災害復旧事業の採択要件である河積阻害率が3割以上の箇所を実施することを基本としています。</p> <p>また阻害率が3割未満であっても、人家等の重要な施設が近接する箇所、本川の支川の合流部や湾曲部などの、放置すればさらなる土砂の堆積が見込まれる箇所においても必要に応じて土砂の撤去を実施しています。</p> <p>河川内で土砂がたまっているところのご指摘につきましては、個別に調査させて頂きまして、上記の目安で必要に応じて堆積土砂の撤去を実施していきます。</p>
		千種川の赤穂市中山から下流において河川内に雑木林のようにしているとあるが、危ないなら対策をしてほしい。(県民構成員)	回答	中山井堰から下流で治水に大きな影響を与える雑木林については、今年度内に伐採を完了する予定です。
		佐用町では荒廃溪流の整備事業を各集落で取り組んでいるが、それらは本計画の治水にはあたらないのか。(県民構成員)	反映させる	佐用町では、平成21年台風第9号災害の後、溪流浸食や土砂等の流出防止を目的とした荒廃溪流整備事業に取り組んでおります。これら荒廃溪流の整備は、流域対策における山地防災・土砂災害対策にあたりますので、計画本文に追記したいと考えます。

流域対策	森林の保全	<p>宍粟市においては森林で木がたくさん倒れているが、高齢化も進んでおり山の整備に手が回らない状況である。</p> <p>県の計画の新ひょうごの森づくりの中でなんとかならないか。 (県民構成員)</p>	回答	<p>新ひょうごの森づくり「森林管理100%作戦」では、森林所有者の負担なしで立木の間伐を行い、森林が持っている土砂流出防止機能を確保しています。</p> <p>また、災害に強い森づくり「緊急防災林整備事業」では、倒木などが流出する恐れがある小渓流で、倒木の処理や簡易流木止工を設置できる場合もあるので、まずは、市の担当窓口までご相談いただければ、県と市で、地域の状況に応じた対応を確認・検討します。</p>
		<p>「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」については、市町でも実施していたと思うが、計画には記載しないのか。 (県民構成員)</p>	回答	<p>平成25年度から実施されている「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」は、地元住民が活動組織を作り、里山林景観を維持したり侵入竹の伐採・除去するなどの活動支援事業であり、本計画に記載する事業としては該当しないと思われます。</p>
	ため池	<p>ため池の余水吐の改修については受益者負担で行うことになっているが、今まで30人で田んぼを作っていたのが1人で作っており、財源的にも厳しい状況である。</p> <p>防災的な問題があるため池は受益者負担を外して行政の全額負担で余水吐を改修して頂けるとありがたいです。 (県民構成員)</p>	回答	<p>ため池の余水吐(洪水吐)の改修は、一定の要件を満たせば、ため池整備事業等に対応が可能であるが、受益者負担は必要となります。</p> <p>一方、共同管理のため池において、雨水貯留を目的に洪水吐を整備する場合や、老朽化に伴う補修には、平成26年度に制度化される日本型直接支払の交付対象となる。定額であるが、この資金を活用し、地元で対応する形も考えられます。</p>
その他	スケジュール	<p>各施策についてH36年までというタイムスケジュールは遅いのではないか。 (県民構成員)</p>	回答	<p>総合治水対策は、工事をやって終わりということではなく、引続き継続して実施していく施策が数多くあります。そのためスケジュール表では長期にわたる予定を記載しております。</p> <p>また、河川改修事業等につきましても、事業費も大きく用地買収等により工事期間が長期にわたりますが、積極的な予算確保に努めていきます。</p>